	【配慮事項】 ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単１形」「単２形」「単３形」又は「単４形」とする。

２　「最小平均持続時間」はＪＩＳ　Ｃ　8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。ＪＩＳ　Ｃ　8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

表　一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称 （寸法：高さ・直径）	負荷抵抗（Ω）	最小平均持続時間	
		初　度	12か月貯蔵後及び使用推奨期限
単１形（61.5㎜・34.2㎜）	1.5	520分	465分
	600mA（放電電流）	11時間	9.9時間
	10	85時間	76時間
	2.2	16時間	14時間
単２形（50.0㎜・26.2㎜）	3.9（携帯電灯条件）	800分	720分
	400mA（放電電流）	8.0時間	7.2時間
	20	80時間	72時間
	3.9（モーター使用機器・玩具）	14時間	12時間
単３形（50.5㎜・14.5㎜）	43	60時間	54時間
	3.9	5.0時間	4.5時間
	100mA（放電電流）	15時間	13.5時間
	250mA（放電電流）	5.0時間	4.5時間
	1000mA（放電電流）	220回	195回
	1,500mW 650mW	40回	36回
	24	33時間	29時間
	3.3	190分	170分
単４形（44.5㎜・10.5㎜）	5.1（携帯電灯条件）	130分	115分
	24	14.5時間	13.0時間
	5.1（モーター使用機器・玩具）	2.0時間	1.8時間
	75	44時間	39時間
	600mA（放電電流）	170回	150回
	100mA（放電電流）	7.0時間	6.3時間

⑵　目標の立て方

当該年度の電池（単１形から単４形）の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

８．移動電話等

⑴　品目及び判断の基準等

携帯電話 ＰＨＳ スマートフォン	【判断の基準】 ①携帯電話又はＰＨＳにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア．搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ．機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ③使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ⑤バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後６年以上保有）。 ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。 ③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 ④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑤筐体又は部品（充電器含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。